
公 営 企 業 局 管 理 規 程

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月22日

高知県公営企業局長 笹岡 浩

高 知 県 公 営 企 業 局 管 理 規 程 第 4 号

高 知 県 公 営 企 業 局 契 約 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程

高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項第2号中「年2.5パーセントの割合をもって」を「当該契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣が決定する率（第29条第3項において「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて」に改める。

第29条第3項中「年2.5パーセントの割合をもって」を「当該契約を締結した日における財務大臣が決定する率を乗じて」に改める。

附 則

この規程は、令和6年3月22日から施行する。